

旧あかねが丘学園跡地の売却に係る公募型プロポーザルの 本件土地に建築できる建築物の取扱いについて

2020年(令和2年)5月26日
明石市政策局プロジェクト推進室

2020年(令和2年)2月7日付けで公募している旧あかねが丘学園跡地の売却に係る公募型プロポーザルについて、以下のとおり本件土地に建築できる建築物の取扱いに関する補足事項がありますのでお知らせします。

1 本件土地に建築できる建築物の取扱いに関する補足事項

公募要項に記載している「戸建住宅」とは、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)の別紙「建築物又は建築物の部分の用途の区分」における「一戸建ての住宅(用途を示す記号:08010)」のことであり、同区分における「長屋(用途を示す記号:08020)」、「共同住宅(用途を示す記号:08030)」、及び「住宅で事務所、店舗その他これに類する用途を兼ねるもの(用途を示す記号:08060)」等の「一戸建ての住宅」以外の建築物については建築不可としています(関係法令等に基づき建築しなければならない建築物を除く)。

以上